

入札説明書

(最低価格落札方式)

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 工事内容
- 3 競争参加資格
- 4 証明書等の提出場所等
- 5 工事内訳書の提出方法及び期限
- 6 入札書の提出場所等
- 7 入札及び開札
- 8 その他

別添	暴力団排除に関する誓約事項
別紙様式	入札書作成様式
別紙様式	紙入札方式参加願
別紙様式	通知書（建設業法第20条の2第2項関連）

別冊	契約書（案）
別紙	仲裁合意書（案）
別冊	仕様書及び図面

【注意事項】

電子調達システムにより送信された入札書及び書面により入札箱に投函された入札書については、本入札説明書7（3）各号に該当するものを除き、全て有効な入札書として取り扱います。

よって、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として、入札書を無効とする訴えは提起できません。

なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置が講じられますので注意してください。

大阪管区気象台の工事契約に係る入札公告（令和８年６月２９日付）に基づく入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 契約担当官等

支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 佐藤 豊

２ 工事内容

- （１）工 事 件 名 高知地方気象台室戸岬検潮所修繕工事
- （２）工 事 内 容 仕様書のとおり
- （３）工 事 場 所 仕様書のとおり
- （４）完 成 期 限 令和８年１２月２５日（金）
- （５）入 札 方 法

ア 本件は、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙による入札及び契約手続きに代えるものとする。

イ 電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

・電子調達システム

<https://www.p-portal.go.jp/>

・調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 ０５７０－０００－６８３

ウ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、調達物品のほか仕様書に規定する事項等、契約の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

エ 入札者は、仕様書・契約書案等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ、入札しなければならない。

この場合において、仕様書・契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

オ 入札執行回数は原則として２回とする。

（６）入札保証金 免除する。

（７）契約保証金 免除する。

３ 競争参加資格

（１） 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２） 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３） 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第二号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められた場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (4) 証明書等（資格審査結果通知書（写）等）の提出期限から開札の時までの期間に大阪管区气象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (7) 令和7・8年度国土交通省（大阪管区气象台を希望したものに限る。）又は大阪管区气象台一般競争参加資格において、「建築工事業」の「B」若しくは「C」等級又は「専門工事」のうち「防水工事業」の「A」若しくは「B」または「塗装工事業」の「A」若しくは「B」または「内装仕上工事業」の「A」若しくは「B」等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
大阪管区气象台総務部会計課第一契約係
電話 06-6949-6301

4 証明書等の提出場所等

(1) 提出書類

- ア 証明書等（資格審査結果通知書（写）等）
- イ 参加方式確認書類（紙入札方式による場合に限る。）

「紙入札方式参加願」

押印を省略する場合は、当該書類の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

- (2) 提出期限 令和8年7月29日（水） 17時00分

(3) 提出先

- ア 電子入札による場合は、電子調達システムにより提出すること。

- イ 紙入札方式による場合は、下記の場所へ郵送又は電子メールにより提出すること。
なお、郵送で提出する場合は、追跡可能な配送方法とすること。

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
大阪管区气象台総務部会計課第一契約係
電話 06-6949-6301

- (4) 証明書等審査結果通知 令和8年8月6日(木) 14時00分以降
電子調達システム又は書面にて通知する。

5 工事費内訳書の提出方法、期限及び記載内容

- (1) 入札参加者は、記名を行った工事費内訳書を電子調達システムにより提出しなければならない。なお、紙入札方式による参加者は、記名を行った工事費内訳書を封筒に入れ、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び
「令和8年8月19日開札[高知地方気象台室戸岬検潮所修繕工事]の工事費内訳書在中」と朱書き、提出期限までに4(3)に示す場所へ提出すること。

また、工事費内訳書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書き、かつ、工事費内訳書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。また工事内訳書については電子メールでの提出を不可とする。

なお、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が下記各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

ア 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)

- (ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (イ) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (ウ) 他の工事の内訳書である場合
- (エ) 白紙である場合
- (オ) 内訳書に記名が欠けている場合(電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)

(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない内訳書である場合)

- (カ) 内訳書が特定できない場合
- (キ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 内訳書の記載が全くない場合
- (イ) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

ウ 他の工事の内訳書等、添付すべきでない書類が添付されていた場合

エ 記載すべき事項に誤りがある場合

- (ア) 発注者名に誤りがある場合
- (イ) 発注案件名に誤りがある場合
- (ウ) 提出業者名に誤りがある場合
- (エ) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

オ その他未提出又は不備等がある場合

- (2) 提出期限 令和8年8月18日(火) 17時00分

- (3) 工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を明記すること。

(法定福利費…建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額)

(安全衛生経費…建設職人基本法第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費)

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出期限及び場所

入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、7 (1) に基づく紙入札方式による参加者は紙により提出すること。

なお、郵送で提出する場合は、追跡可能な配送方法とすること。

また、入札書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

また入札書については電子メールでの提出を不可とする。

ア 入札書の提出期限 令和8年8月18日 (火) 17時00分

イ 紙による入札書の提出先

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
大阪管区気象台総務部会計課第一契約係

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
大阪管区気象台総務部会計課第一契約係
電話 06-6949-6284

(3) 仕様に対する質問提出期限及び場所 (メールによる提出: アドレスはパスワード発行時に通知)

令和8年7月24日 (金) 17時00分まで
〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

(4) 開札の日時及び場所

令和8年8月19日 (水) 13時00分
大阪管区気象台16階会議室

7 入札及び開札

(1) 入札参加申請

電子調達システムにより難しい場合は、「紙入札方式参加願」を4 (3) の場所に提出し、発注者の承諾を得たうえで、紙入札方式により本件入札への参加を認めることとする。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により期限までに提出すること。

イ 紙入札方式による入札の場合は、別紙様式を作成のうえ、封筒に入れ、かつその封皮に氏名 (法人の場合はその名称又は商号) 及び「令和8年8月19日 開札 [高知地方気象台室戸岬検潮所修繕工事] の入札書在中」と朱書し、提出期限までに6 (1) イに示す場所へ提出すること。

また、入札書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の提出した入札書並びに以下の各号に該当する入札は無効とする。

(ア) 入札書の提出期限後に到達した入札

(イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(ウ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札

- (エ) 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (オ) 金額を訂正した入札
- (カ) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (キ) 明らかに連合によると認められる入札
- (ク) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札
- (ケ) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- イ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が入札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。
- ウ 予決令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官が行う調査に協力しないとき
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき
- オ 暴力団排除に関する誓約事項（別添）について、虚偽が認められた入札
- (4) 入札の取りやめ等
 - 入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (6) 開 札
 - ア 開札は紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち会わせて開札場にて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - イ 紙入札方式による入札者は開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
 - ウ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
 - エ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
 - オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は、当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。
ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。
 - カ 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の

2の規定に基づく随意契約には移行しない。

8 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札日の前日までの間において、契約担当官等から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

イ 提出された入札書及び工事費内訳書は開札前を含め返却しない。

ウ 入札参加者が連合し、若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る情報を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

ア 本入札説明書7(2)の入札書を提出した入札者であつて、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札を行った者が二人以上あり、くじにより落札者の決定を行うことになった場合には、以下のとおりとする。

(ア) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合には、電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

(イ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合には、電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

(ウ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合には、その場で紙くじ(又は電子くじ)を実施のうえ、落札者を決定するものとする。

ウ 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア 理由の確認方法：対面、メール、電話、書面等により実施

イ その他：ヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

(4) 契約書及び仲裁合意書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書及び仲裁合意書を取り交わすものとする。

「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

イ 契約書及び仲裁合意書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書及び仲裁合意書に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書及び仲裁合意書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書及び仲裁合意書の各1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書及び仲裁合意書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

ア 前金払、検査合格後精算払

前金払の条件は、工事請負契約書第35条に定めるとおりとする。

請負代金額が300万円未満となった場合、工事請負契約書第35条等の前金払に関する条項は適用しない。

イ 前金払を請求しない場合は、検査合格後1回払いとする。

ウ 前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とする。

（6）CORINSへの登録

請負金額が500万円以上の場合、工事実績情報サービス（CORINS）に基づく「工事カルテ」の登録が必要となる。

（7）建設業退職金共済制度

工事契約を締結した場合においては、「建退共制度の発注者用掛金収納書の写し」を提出すること。提出できない場合は理由書を提出すること。

（8）施工体制台帳

下請契約を締結した場合においては、作成した「施工体制台帳の写し」を提出すること。また、必要に応じ添付書類の写しの提出を求めることがあるので応じること。

（9）異議の申し立て

入札者は、入札後、この入札説明書・仕様書・契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（10）申請書又は提出資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

（11）本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

（12）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

（13）落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

入札書

一 金 円 也

但 し 高知地方気象台室戸岬検潮所修繕工事

入 札 説 明 書 を 承 諾 の 上 、 入 札 し ま す 。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 佐藤 豊 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

入札書作成例

例) 契約件名【○○○○○工事】、契約金額【1,100,000円】で、入札者が下記の場合

1. 入札参加者が××株式会社の【代表取締役 ■□ ◆◇】の時

入札書	
一 金	1,000,000 円 也
但 し ○○○○○工事	
入札説明書を承諾の上、入札します。	
令和 年 月 日	
支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 佐藤 豊 殿	
住 所	東京都千代田区大手前○丁目△番□号
商号又は名称	××株式会社
代表者氏名	代表取締役 ■□ ◆◇
※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。 (連絡先は2以上記載すること) 本件責任者(会社名・部署名・氏名) : 担当者(会社名・部署名・氏名) : 連絡先1 : 連絡先2 :	

代表取締役印のみ押印

印

2. 入札参加者が代理人の時

入札書	
一 金	1,000,000 円 也
但 し ○○○○○工事	
(1) 代理人が××株式会社の【営業課長 ○● ◎●】の時 → 商号又は名称: ××株式会社 代表者氏名: 代理人 ○● ◎●	
(2) 代理人が××株式会社大阪支店の【支店長 ◆◇ ■□】の時 → 商号又は名称: ××株式会社大阪支店(住所も大阪支店のものにする) 代表者氏名: 代理人 支店長 ◆◇ ■□	
(3) 代理人が××株式会社大阪支店の【営業課長 ▽▲ ▽▲】の時 → 商号又は名称: ××株式会社大阪支店(住所も大阪支店のものにする) 代表者氏名: 代理人 ▽▲ ▽▲	
令和 年 月 日	
支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 佐藤 豊 殿	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。 (連絡先は2以上記載すること) 本件責任者(会社名・部署名・氏名) : 担当者(会社名・部署名・氏名) : 連絡先1 : 連絡先2 :	

委任状に使用した代理人の印を押印

印

全て用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

委任状作成例

1. 入札参加者が代理人で、××株式会社の【営業課長 ○● ◎●】の時

都 度 委 任 状	
受任者	
住 所	大阪市中央区大手前〇丁目▽番〇号
氏 名	××株式会社 営業課長 ○● ◎●
使用印	
私は上記の者を代理人と定め 「件名 高知地方気象台室戸岬検潮所修繕工事」に関する下記の権限を委任します	
委任事項	入札について
令和 年 月 日	
委任者 住 所	東京都千代田区大手前〇丁目△番□号
商 号 又 は 名 称	××株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 ■□ ◆◇
	 
支出負担行為担当官	
大阪管区気象台長	佐藤 豊 殿
※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。 (連絡先は2以上記載すること)	
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：	
担当者（会社名・部署名・氏名）：	
連絡先 1：	
連絡先 2：	

2. 入札参加者が代理人で、××株式会社大阪支店の【支店長 ◆◇ ■□】の時

期 間 委 任 状	
受任者 住 所	大阪市中央区大手前〇丁目▽番〇号
商 号 又 は 名 称	××株式会社 大阪支店
代 表 者 氏 名	支店長 ◆◇ ■□
	 
私は上記の者を代理人と定め 下記の権限を委任します。	
委任期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
委任事項（例）	1. 入札及び見積について 2. 契約締結について 3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び取下げについて 4. 契約物品の納入及び取下げについて 5. 契約代金の請求及び受領について 6. その他契約に関する一切の事項について
令和 年 月 日	
委任者 住 所	東京都千代田区大手前〇丁目△番□号
商 号 又 は 名 称	××株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 ■□ ◆◇
	 
支出負担行為担当官	
大阪管区気象台長	佐藤 豊 殿
※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。 (連絡先は2以上記載すること)	
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：	
担当者（会社名・部署名・氏名）：	
連絡先 1：	
連絡先 2：	

3. 入札参加者が代理人で、××株式会社大阪支店の【営業課長 ▽▲ ▽▲】の時

→ 1. 2. 両方とも必要。ただし、1. の様式については委任者欄及び印を 本社から委任された大阪支店並びに大阪支店長のもの とすること。
全て用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

紙入札方式参加願

発注件名：高知地方気象台室戸岬検潮所修繕工事

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

電子調達システムを利用できない詳細理由、電子入札対応予定時期

資格審査登録番号

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

印

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 佐藤 豊 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 佐藤 豊 殿

所在地

名称

代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名 高知地方気象台室戸岬検潮所修繕工事

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

その他連絡事項 (空欄可)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。